

弥富市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

発行：令和 5 年 3 月

編集：弥富市市民生活部環境課

〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335

TEL (0567) 65-1111 E-mail kankyo@city.yatomi.lg.jp

ごみ処理基本計画

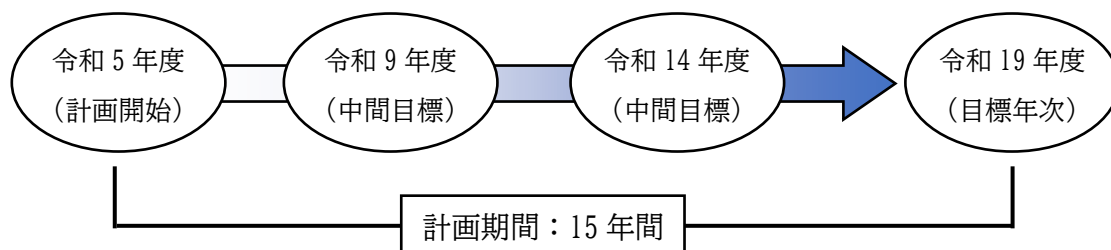
◆計画の目的

弥富市（以下「本市」という。）は、平成 20 年 3 月に計画期間を 15 年間とする一般廃棄物の処理のあり方を定めた「弥富市ごみ処理基本計画」及び「弥富市生活排水処理基本計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。当該計画が目標年度を迎えたことから、これまでの取組内容の評価を行うとともに、食品ロスやプラスチックごみの削減などの課題に対応し、循環型社会の形成を目指して、計画の見直しを行いました。

なお、個別に策定していた「弥富市ごみ処理基本計画」及び「弥富市生活排水処理基本計画」については統合し、「弥富市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）としました。

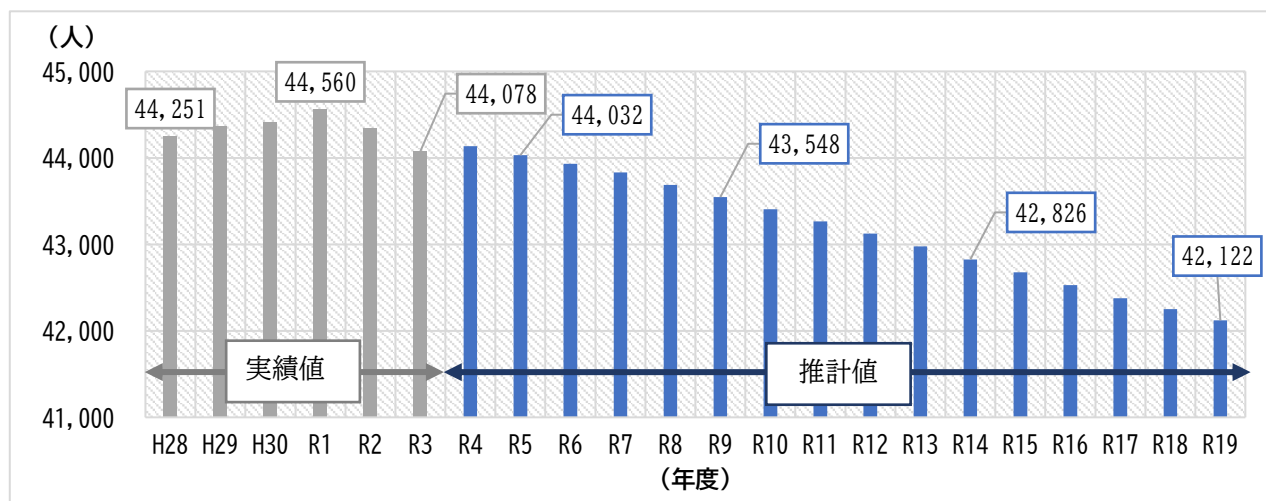
◆計画期間

本計画の計画期間は 15 年間とし、計画目標年次は令和 19 年度とします。計画策定から 5 年後の中間目標年次を目安に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も見直しを行います。

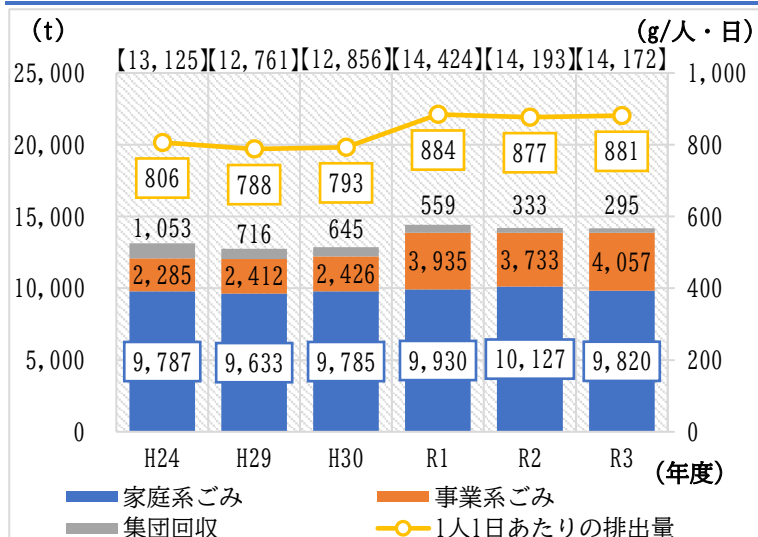


◆人口及び世帯

本市の人口は令和元年度をピークに減少に転じ、令和 3 年 10 月 1 日現在、44,078 人となっています。本市の将来人口はこのまま減少傾向が続くと想定され、令和 9 年度には 43,548 人、令和 14 年度には 42,826 人、目標年度である令和 19 年度には 42,122 人になると推計されます。



◆ごみ排出量(排出源別排出量)

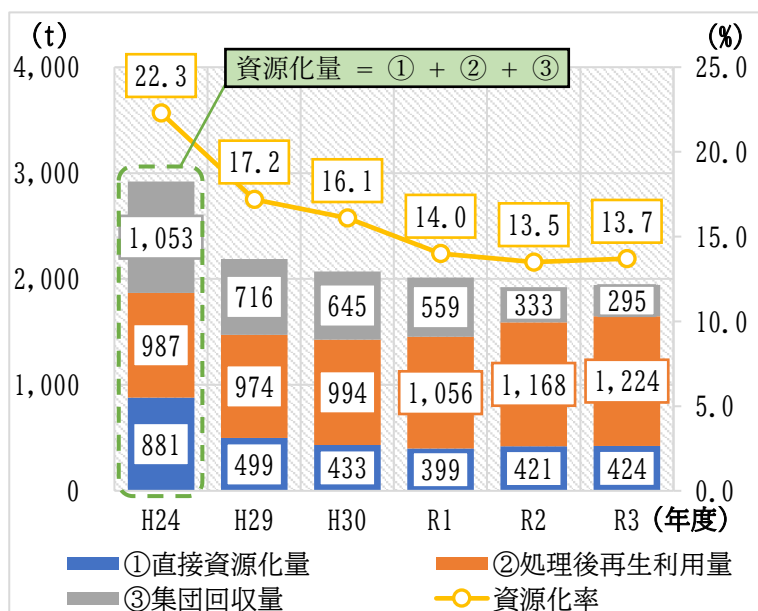


注) 【】内は、総排出量を示します。

- ・家庭系ごみの排出量は多少の増減はあるものの、約 9,600t~10,000t の範囲で横ばいで推移しています。
- ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やテレワークの普及が、ごみの排出状況に影響を及ぼしていると考えられます。
- ・事業系ごみも平成30年度までは横ばいで推移し、令和元年度以降に1,500t程度増加^{注)}しています。

注) 市外にあった民間のリサイクルセンターが廃業となり、その施設が受け入れていた弥富市内発生の野菜くずを一時的に八穂クリーンセンターで受け入れしているため。

◆資源化量及び資源化率

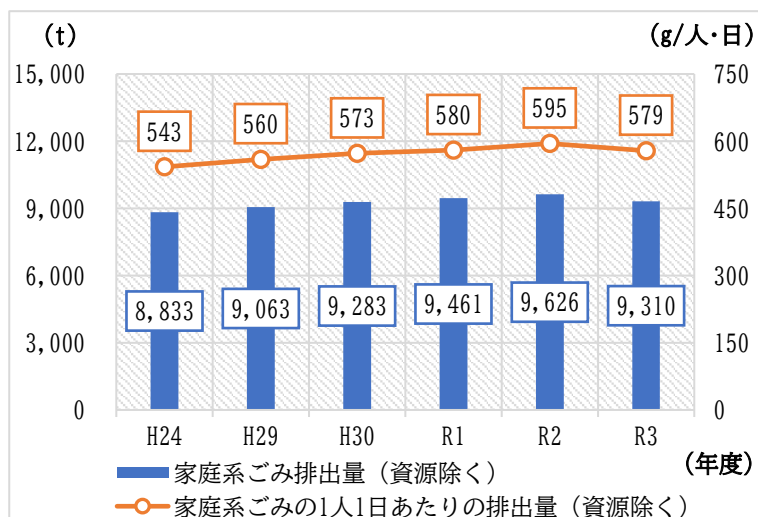


- ・新聞や雑誌などの紙類が大きく減少しているため、直接資源化量^{注1)}は減少しています。購読者の減少、民間リサイクル施設業者の資源回収、集積場からの持ち去りの影響が考えられます。
- ・空き缶も集積場からの持ち去りの事例が確認されています。
- ・焼却施設から排出される焼却灰の資源化により、処理後再生利用量^{注2)}は増加しています。
- ・集団回収は大きく減少し、令和3年度の排出量は、平成24年度と比べ1/3以下の295tとなっています。
- ・資源化率は減少傾向にあり、令和3年度の資源化率は13.7%となっています。

注1) 再資源化等を行う施設を経由せず、直接再生業者に搬入される資源の量です。

注2) 不燃ごみ、粗大ごみ等を処理した際に回収される金属等の資源の量です。

◆家庭系ごみ排出量及び1人1日あたり排出量

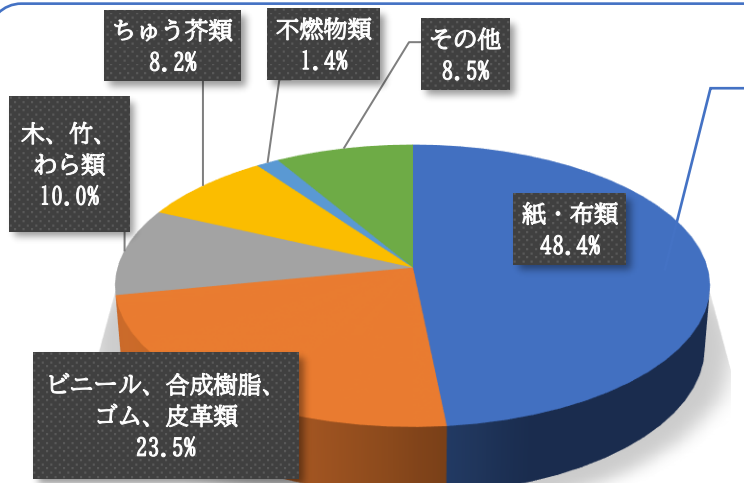


- ・資源を除く家庭系ごみ排出量及び1人1日あたりの排出量は、令和3年度に前年度と比べ減少しましたが、緩やかに増加傾向にあります。

◆課題の抽出

本市のごみ処理に関する課題は、以下のとおりです。

	課題
排出抑制	資源を除く家庭系ごみの1人1日あたり排出量は増加傾向にあるため、市民に対してごみ排出抑制を促す必要があります。
	焼却施設に持ち込まれる可燃ごみには、リサイクル可能な紙類が多く含まれているため、市民の分別の徹底を図る必要があります。
	食品ロスの削減の推進に関する法律及び食品ロス削減基本方針では、平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量を半減させることとしており、本市でも食品ロスを削減する方策を検討する必要があります。
	事業系ごみの排出量の削減が進んでいないため、事業者に対してより一層の啓発指導などが必要となっています。
収集運搬	高齢化や核家族化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増えていることから、ごみ出しに課題を抱えている高齢者等世帯に対しての支援として、ふれあい収集事業を実施しています。今後、対象者の代理人による排出や、対象者の増加に伴う対応について検討する必要があります。
中間処理	プラスチック資源循環法が施行となり、自治体ではプラスチックの資源循環の促進を図ることが求められているため、廃棄されたプラスチック使用製品の分別収集及び集められたプラスチック使用製品の資源化について、国の措置内容等を踏まえ、今後の検討を進めていく必要があります。
	八穂クリーンセンターは平成14年6月に供用が開始されましたが、老朽化が進行していたため、平成27年度～令和3年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図りました。今後も安定した処理を継続するために各設備の適正な維持管理について、海部地区環境事務組合及び構成自治体と共に検討する必要があります。
最終処分	平成24年5月まで八穂クリーンセンターで焼却残渣は溶融処理していましたが、現在は一部をセメント原料として資源化しています。最終処分量の削減のため、焼却残渣の資源化を継続するとともに、可燃ごみ及び不燃ごみの削減を進める必要があります。
その他	市内で不法投棄とみられる事例が発生しているため、広報・啓発活動や市民との協働による監視・パトロール体制の充実を図る必要があります。
	令和2年3月に「弥富市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害により発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、体制の整備を進めていますが、国や県の方針の変更や各地の災害の教訓、訓練等での課題を受けて、継続的に見直しを行う必要があります。 また、災害時に迅速に行動するため、市職員の行動マニュアルの作成や周辺自治体との協力体制の構築、事業者との応援協定の締結を進める必要があります。



可燃ごみには48.4%もの紙・布類が含まれており、現在は焼却処理されています。

紙類の分別を徹底することにより、紙類を資源化でき、可燃ごみを削減することができます。

八穂クリーンセンターの可燃ごみの組成
(令和3年度)

◆基本理念と施策体系

【ごみ処理に係る理念】

市民、事業者、行政が一体となって、資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の定着を目指すとともに、快適で清潔なまちづくりに努めます。

基本方針1 3Rのさらなる促進

基本施策1-1 減量化の取組の促進

個別施策	・ごみの発生抑制の推進
------	-------------

基本施策1-2 再使用の取組の推進

基本施策1-3 資源循環の促進

個別施策	・分別の徹底
------	--------

基本施策1-4 事業系ごみの削減、資源化の推進

個別施策	・事業系ごみ減量化の推進
------	--------------

【重点施策】

食品ロス削減と生ごみ減量化の推進

基本方針2 環境意識の向上

基本施策2-1 情報提供の充実

基本施策2-2 環境教育の充実と啓発活動の推進

個別施策	・園児や小学生、若年層を対象としたごみ問題学習機会の充実
------	------------------------------

【重点施策】

わかりやすい情報の提供と内容の充実

基本方針3 効率的で持続可能な処理体制の整備

基本施策3-1 分別収集品目の拡大の検討

個別施策	・ミックスペーパーの資源化の検討
------	------------------

基本施策3-2 安定した収集運搬体制の継続

基本施策3-3 安全かつ効率的な中間処理体制の継続

個別施策	・八穂クリーンセンターの適正な維持管理
------	---------------------

基本施策3-4 安定した最終処分体制の継続

個別施策	・最終処分量の削減
------	-----------

基本施策3-5 廃棄物処理コストの適正化に向けた検討

個別施策	・家庭ごみ処理手数料の見直しの検討
------	-------------------

基本施策3-6 不法投棄や資源持ち去りの対策の実施

個別施策	・不法投棄対策の強化 ・資源の持ち去り対策の強化
------	-----------------------------

基本施策3-7 災害時の廃棄物処理体制の整備

個別施策	・災害廃棄物処理計画の見直し ・災害時のための協力体制の構築
------	-----------------------------------

基本施策3-8 高齢化社会を見据えた市民サービスの向上

個別施策	・高齢者等への支援
------	-----------

【重点施策】

プラスチックごみの資源化の推進

ここに掲載している「個別施策」は、本計画で設定した個別施策の一部です。

◆重点目標

重点施策1 食品ロス削減と生ごみ減量化の推進

県が行った食品ロスの調査結果を基に、本市の食品ロスの発生量を推計すると、令和3年度の市民1人1日あたりの排出量は73.2g、市全体では1年間に1,177tもの食品ロスが廃棄された計算になります。大切な資源の有効利用と環境負荷を減らす観点から、食材を必要な分だけ購入する、残さず食べる、フードバンク^{注1)}を活用するなど、食品ロスの削減に取り組む必要があります。

また、食品ロスの削減を心掛けても調理くずなどの生ごみは発生します。発生してしまった生ごみについては、ごみを出す前に水を切ることが重要であり、家庭で生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスト）を利用することで生ごみの排出量を大幅に削減することもできます。

【施策の内容】

- ・食べ残しや未利用の食品といった食品ロスは各世帯の努力により発生の抑制が可能なものであるため、食品ロス削減のための啓発や「3きり運動^{注2)}」を推進します。
- ・家庭にある余剰食品を集め、フードバンクなどを通じて支援を必要とする個人や団体に寄付を行うフードドライブ^{注3)}を推進します。
- ・生ごみ処理容器を設置する市民に対し、引き続き購入の補助を行うとともに、補助内容についても見直しを検討します。

注1) 食品を扱う企業や個人、団体等から不要となった食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動のことです。

注2) 買った食材を使い切る、料理を食べ切る、生ごみを出す前に水を切るの3つの「きり」を心がける運動のことです。

注3) 家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や生活支援を必要としている個人等に寄付する活動のことです。

重点施策2 わかりやすい情報提供と啓発方法の検討

ホームページや「資源・ごみ分別ガイドブック」などを通じて減量化・資源化の方法や市の施策に

ついて情報提供や啓発に努めていますが、資源を除く1人あたりの家庭系ごみ排出量は増加傾向にあり、さらなる効果的な情報提供が求められています。対象者を明確にし、なぜ減量化や資源化をする必要があるのかをきちんと伝える、視覚的にわかりやすく内容を整理するなど、ごみの減量化・資源化の取組につながる情報の提供や啓発の方法を検討する必要があります。

ごみの出し方など重要な情報については、幅広い市民に対して情報が正しく伝わる工夫が必要のため、多様な媒体を利用し、情報を入手しやすい環境を整えます。

【施策の内容】

- ・「広報やとみ」やホームページ、SNSなど多様な媒体を利用して情報提供を行います。
- ・「資源・ごみ分別ガイドブック」の適宜見直しを行います。
- ・ごみ収集日のお知らせやごみの出し方等、周知啓発方法の拡充を検討します。

重点施策3 プラスチックごみの資源化の推進

廃棄されるプラスチック使用製品の分別収集と集められたプラスチック使用製品の資源化について、国の措置内容等を踏まえ、今後の検討を進めていく必要があります。

【施策の内容】

- ・プラスチック資源循環法で地方公共団体の責務と規定された、廃棄されたプラスチック使用製品の分別収集やプラスチック使用製品の資源化について、先進事例や国の今後の措置等を踏まえ、検討を進めます。
- ・プラスチック使用製品を製造する事業者はその製造段階における環境配慮や販売後の自主回収及び再資源化への取組が求められており、市では事業者がこれら取組を進めるために必要となる支援の方法を検討します。

◆数値目標

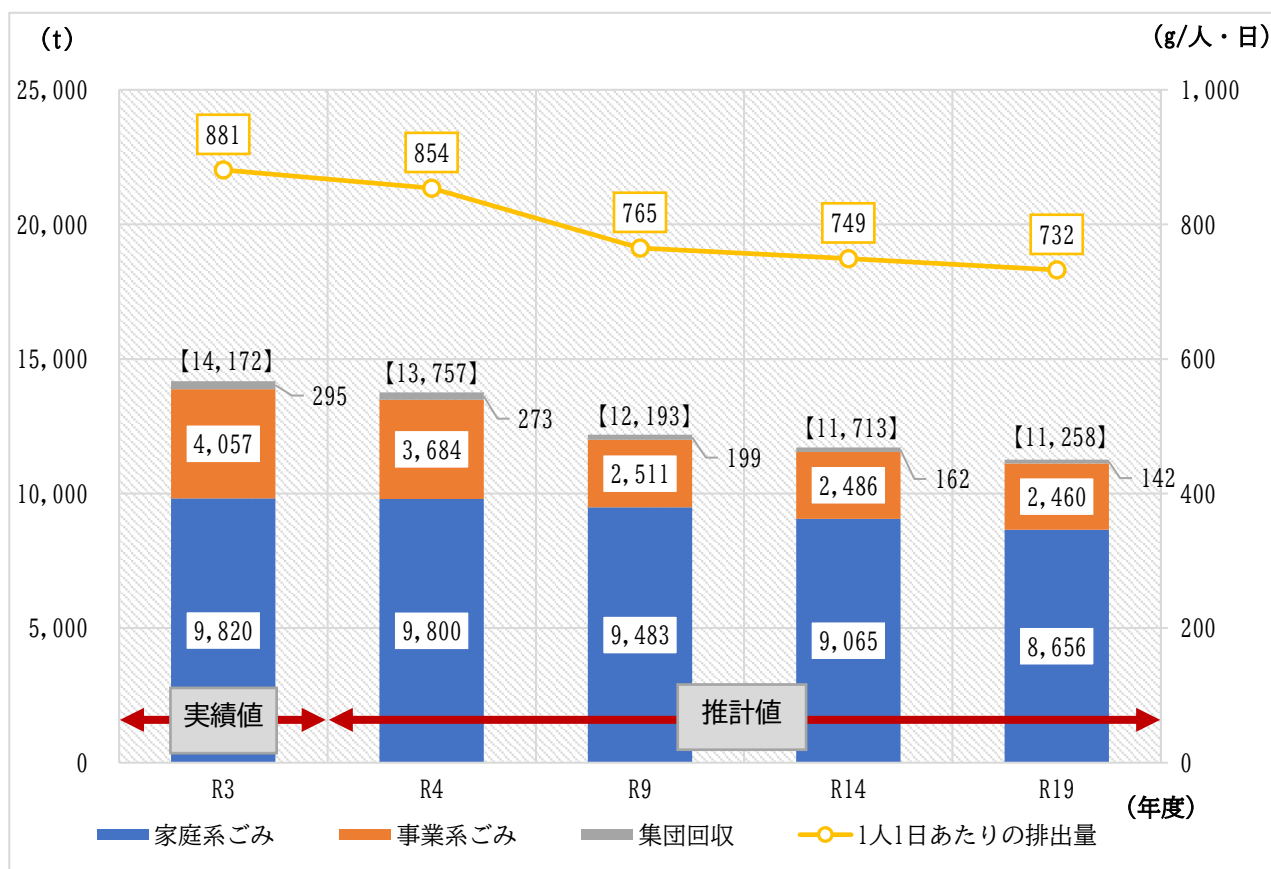
本計画で定める各種施策を実行することにより、以下の数値目標の達成を目指します。

項目	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間年度)	令和14年度 (中間年度)	令和19年度 (目標年度)
1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量（資源を除く）	g/人・日	578.7	565 【▲13.7g】	545 【▲33.7g】	530 【▲48.7g】
資源化率	%	13.7	14.1 【0.4ポイント】	14.2 【0.5ポイント】	14.6 【0.9ポイント】
1人あたりのごみ処理経費	円/人	10,234	10,000 【▲234円】	9,800 【▲434円】	9,600 【▲634円】

【 】内は、基準年度に対する差を示しています。また、▲は、マイナスを示します。

◆目標達成時のごみの排出量

ごみ総排出量は、各種施策を実行することにより、現状で推移した場合と比較して、中間年度（令和9年度）には341t減の12,193t、中間年度（令和14年度）では629t減の11,713t、目標年度（令和19年度）では926t減の11,258tとなる見込みです。



注) 【 】内は、総排出量を示します。

◆処理排水処理フロー

なお、下水道については、愛知県の日光川下流流域下水道計画に基づき平成 14 年度から整備事業に着手し、現在市街化区域内の整備を行っています。

```

graph TD
    A[一般家庭及び事業所] --> B[し尿 + 生活雑排水]
    A --> C[し尿]
    A --> D[生活雑排水]
    B --> E[流域関連公共下水道]
    B --> F[農業集落排水施設]
    B --> G[コミュニティ・プラント]
    B --> H[合併処理浄化槽]
    C --> I[単独処理浄化槽]
    C --> J[し尿汲み取り]
    D --> K[未処理水]
    J --> L[し尿処理施設上野センター]
    L --> M[委託処理]
    E --> N[日光川下流浄化センター]
    F --> O[汚泥]
    F --> P[処理水]
    G --> Q[汚泥]
    G --> R[処理水]
    H --> S[汚泥]
    H --> T[処理水]
    I --> U[汚泥]
    I --> V[処理水]
    L --> W[汚泥]
    L --> X[処理水]
    N --> Y[処理水]
    O --> Z[河川等]
    P --> Z
    R --> Z
    S --> Z
    T --> Z
    U --> Z
    V --> Z
    W --> Z
    X --> Z
    Y --> Z
    K --> Z
  
```

7

◆基本方針

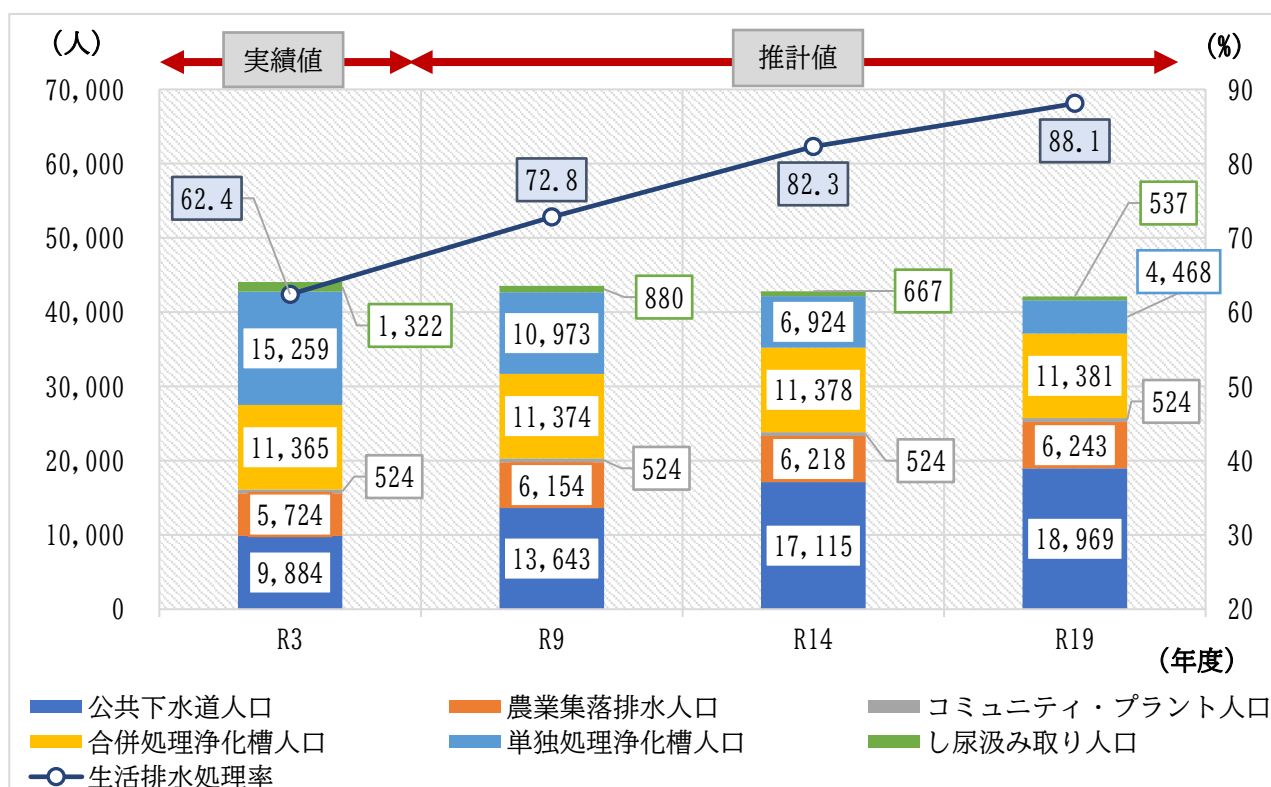
本市では区域内から発生するすべての生活排水の衛生的な処理を目指し、以下に示す基本方針のもと施設整備を行います。

	内容
基本方針 1	公共下水道区域においては、下水道への接続を促進します。
基本方針 2	公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の普及を促進します。
基本方針 3	浄化槽の適正な維持管理がされるよう、市民への指導・啓発を行います。
基本方針 4	組合のし尿処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥の衛生的で安定した処理を継続するため、組合の施設運営に協力します。

◆生活排水処理に関する目標

本市における諸政策や基本方針に基づき、各地域の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進することで、生活雑排水を含めた生活排水を処理する人の割合で 88%以上の達成を目指します。

指標	実績値（令和 3 年度）	目標値（令和 19 年度）
生活排水処理率	62.4%	88%以上



処理形態別人口の見込み